



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は
組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



春闘方針特集号

2019年春闘方針(案)

2019年春闘方針(案)は、2018年12月10日、11日に開催した第4回中央執行委員会で議論がおこなわれ、確認された。今後、各地方の職場討議を経て、1月31日開催予定の第5回中央執行委員会で最終確認をおこない、1月31日、2月1日に開催予定の第40回中央委員会に提案される。

I 19春闘を組織するにあたって

1 春闘は、労働組合にとって最も重要な運動のひとつであります。組合員全体の賃金の底上げや労働条件の改善など、「集団的労使関係」によってたたかう春闘を

構築しなければなりません。集団的から個別化へ、産業別から企業別へと労働組合の弱体化が問われる社会情勢を打破するため、全港湾が先頭に立って二〇一九春闘をたたかいていく必要があります。

2 国が進めるあらゆる港湾政策を検証し、働く者が主人公である港湾、魅力ある港湾労働となるよう、各地域港湾の発展と労働者の雇用安定と労働条件の向上を取り組んでいかなければなりません。しかし、我々と労使関係にある日本港運協会は二者二者協議体制にあたるべき当事者との責務を果たそうとはしていません。産別否定ともとれる態度にどう対峙すべきかも今春闘にかかっています。そのために、全港湾が先頭に立って、すべての港湾産別協定の全港・全職種適用と労働環境整備、安全対策の徹底など、港湾産別運動の前進と労働条件を向上させる2019年春闘をたたかいます。

3 9月に行われた自民党総裁選挙に勝利した安倍首相は第4次となる改造内閣を10月1日に発足させました。安倍首相は「物言わぬは腹ふくるるわざり組むためには」

II 情勢の特徴とヒント

2018年秋の情勢を中心に記載しているため、年末にかけての情勢の変化などについては、第40回中央委員会で口頭提案とします。

1 国際情勢について

(1) 米国トランプ政権のアメリカ・ファーストに基づく政策展開は、同盟国に混乱を

もたらし、安全保障分野における米国の抑止力や、WTOルール遵守の規律が乱れ、米国を中心としてきた戦後国際秩序の崩壊の中、ロシア、中国の国際的影響力が増大しています。

二〇一九春闘方針の提起にあたって

中央執行委員長 真島 勝重



労働組合が結果し、それらが労働条件改善への闘争を繰り広げて成果を得るなど、所謂、産業別労働運動が定着してきました。

しかし、残念ながら日本では今なお企業単位の労働組合が主流であります。そもそも、弱い立場の労働者や中小企業の労働組合、これらの企業の垣根を越えて結果して交渉に臨まなければ、企業内だけの労使交渉では力関係から言って限界があることも事実です。

また、企業の利益剰余金が膨らんでいる中で、労働者の賃金が思うように上がらず、物価がじわじわと上昇し、実質的な賃金が低下している現象が続いています。

また、六五歳定年延長について、思うように前進していない実態があります。全港湾は二〇一九春闘における六五歳定年延長を全力で勝ち取るよう提起します。六五歳定年と六五歳継続雇用では、仮に六〇歳定年を迎えた時点で一度労働者としての雇用契約が終了することから、雇用形態および労働条件について高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえつつ労働契約法二〇条に反しないものであれば変更が可能であるなど雇用の安定からいっても、格段の相違があります。これらに限らず、多くの労働条件を勝ち取るために、全港湾が二〇一九春闘を団結してたたかい抜くことを確信し、春闘方針提起にあたっての一言とします。

あることは言うまでもありませんが、労働組合にとっても大きな使命の一つであります。欧米では、従来から、個々の産業別に強力な

また、企業内の利益剰余金が膨らんでいる中で、労働者の賃金が思うように上がらず、物価がじわじわと上昇し、実質的な賃金が低下している現象が続いています。

また、六五歳定年延長について、思うように前進していない実態があります。全港湾は二〇一九春闘における六五歳定年延長を全力で勝ち取るよう提起します。六五歳定年と六五歳継続雇用では、仮に六〇歳定年を迎えた時点で一度労働者としての雇用契約が終了することから、雇用形態および労働条件について高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえつつ労働契約法二〇条に反しないものであれば変更が可能であるなど雇用の安定からいっても、格段の相違があります。これらに限らず、多くの労働条件を勝ち取るために、全港湾が二〇一九春闘を団結してたたかい抜くことを確信し、春闘方針提起にあたっての一言とします。

また、六五歳定年延長について、思うように前進していない実態があります。全港湾は二〇一九春闘における六五歳定年延長を全力で勝ち取るよう提起します。六五歳定年と六五歳継続雇用では、仮に六〇歳定年を迎えた時点で一度労働者としての雇用契約が終了することから、雇用形態および労働条件について高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえつつ労働契約法二〇条に反しないものであれば変更が可能であるなど雇用の安定からいっても、格段の相違があります。これらに限らず、多くの労働条件を勝ち取るために、全港湾が二〇一九春闘を団結してたたかい抜くことを確信し、春闘方針提起にあたっての一言とします。

また、六五歳定年延長について、思うように前進していない実態があります。全港湾は二〇一九春闘における六五歳定年延長を全力で勝ち取るよう提起します。六五歳定年と六五歳継続雇用では、仮に六〇歳定年を迎えた時点で一度労働者としての雇用契約が終了することから、雇用形態および労働条件について高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえつつ労働契約法二〇条に反しないものであれば変更が可能であるなど雇用の安定からいっても、格段の相違があります。これらに限らず、多くの労働条件を勝ち取るために、全港湾が二〇一九春闘を団結してたたかい抜くことを確信し、春闘方針提起にあたっての一言とします。

35)は与党・共和党が多数派を維持し、改選前の51議席から上積みしたことで、上下両院で多数派が異なる「ねじれ」状態が生じることになり、トランプ大統領が厳しい政権運営を迫られる結果となりました。

(2) 英国の欧州連合(EU)からの離脱(ブレグジット)の交渉期限が迫る中で、不透明感が高まっています。EUのトゥスク大統領は9月20日にオーストリアのザルツブルクで開催された非公式のEU首脳会議後の記者会見で、英国のメイ首相が提案する離脱案は機能しないという見解を示しましたが、10月14日に欧州連合(EU)からの離脱協定案を内閣が了承し、EUも離脱案を承認しました。離脱期日の来年3月29日(日)に間に合う合意となりましたが、英国議会での承認を得られる見通しは立っておらず断を許さない状況は続いています。

欧州経済ではユーロ圏の景気は減速しています。最新9月の景況感指数は110・9と、年初来の低下に歯止めは掛かりませんでした。国別に見るとドイツだけが横ばいで推移しており、他の主要国の景況感指数は軒並み低下が続いています。ただ企業の景況感を見ると、小売業や建設業は改善が見られるものの、サービス業は横ばい圏での推移にとどまっております。また製造業は悪化基調を強めており、また製造業は悪化基調を強めております。グローバルな通商摩擦を受けた輸環境悪化への懸念が、製造業で嫌気さ

れているものと考えられます。

英国景気は減速しており4から6月期の実質GDP(確定値)の前期比成長率はプラス0・4%と1から3月期(同プラス0・1%)より持ち直しています。ただ国内最終需要は同マイナス0・3%と6期ぶりに減少に転じており、景気の実勢は弱いと判断されています。また9月の景況感指数は108・4と再び低下し、平均した動きは横ばいでの推移が続いています。

(3) 中国国家統計局は17日、主要経済指標を

発表しました。18年1月から3月期の実質GDP成長率は前年同期比プラス6・8%と、3四半期連続で同じ伸びとなりました。18年の政府の成長率目標の「プラス6・5%前後」を上回り、中国経済が堅調さを維持していることが示されました。17日に発表された主要経済指標によれば、中国経済は総じて堅調さを維持していることが示され、習指導部が掲げる、経済成長の量より質を重視する方針の下で、中国経済は緩やかに減速していくことが見込まれます。

ただし、米中の貿易摩擦問題を巡る米中協議の決裂は、両国にとって大きなマイナスとなるため、両国は落としどころを探りつつ、激しい交渉を行うとみられます。

(4) 朝鮮半島では6月のトランプ米大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の首脳会談に続き、大韓民国の文在寅大統領と金正恩委員長は2018年9月18日から20日まで平壤で南北首脳会談を行いました。両首脳は「歴史的な板門店宣言以降、南北当局間の緊密な対話と意思疎通、多方面の民間交流と協力が進められ、軍事的緊張緩和のための画期的な措置が講じられるなど素晴らしい成果があった」と評価しています。

2 国内情勢について

(1) 10月の月例経済報告では、国内景気の基調判断を「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」で据え置きました。同じ判断は8カ月連続であり項目別では、生産を「持ち直しの動きがみられる」とし、9月の「横ばいとなっている」から9カ月ぶりに引き上げ、業況判断も引き上げました。一方、住宅建設は「このところ横ばいとなっている」とし、前の月の「持ち直している」から判断を引き下げています。しかし国内景気の先行きについては「緩やかな回復に向かう」との見方を維持していま

す。

(2) 勤労統計調査の10月分速報では、労働者総数は5,030万人(前年同月に比べ1・1%の増加)となっており、正規の職員・従業員数は3,472万人(前年同月に比べ0・7%の増加)で46か月連続の増加に対し、非正規の職員・従業員数は1,558万人(前年同月に比べ2・2%の増加)で6か月連続の増加となっており、非正規の職員・従業員数の割合は30・98%(前年同月と0・05%増)となっています。

また、賃金において一般労働者では、現金給与総額は、349,137円(1・5%増)となっており、うち所定内給与は311,947円(1・3%増)、所定外給与は27,680円(2・0%増)、きまって支給する給与は339,627円(1・4%増)、特別に支払われた給与は9,510円(7・1%増)となっています。一方パートタイム労働者では、現金給与総額は、97,497円(1・7%増)となっており、うち所定内給与は93,832円(1・8%増)、所定外給与は3,127円(1・7%増)、きまって支給する給与は96,959円(1・7%増)、なお、時間当たり給与は1,136円(2・0%増)となっています。実質賃金指数(現金給与総額)は、平成27年を100とする84・5(0・1%減)となっています。

(3) 9月に行われた自民党総裁選挙に勝利した安倍首相は第4次となる改造内閣を10月1日に行い、「全員野球内閣」と称しスタートし、憲法改正と消費税の10%引き上げを宣言しました。10月24日召集の臨時国会では、外国人労働者の受け入れを拡大する入管法改正案を衆院法務委員会の葉梨委員長(自民党)が同委での審議を11月16日に始めることを職権で決定しました。今国会での成立阻止を目指す野党は猛反発しており、解任決議案を衆議院に提出しましたが、強行採決ともいえる手法で採決を行ない参議院へ送られ、12月8日に参議院本会議でも自民・

公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決されました。

3 港湾をとりまく情勢

(1) 2018年のコンテナ取扱貨物量(外貿、内貿の合計)は、2,279万個(前年比5・0%増)となり、2014年の2,172万個を抜き、過去最高値を更新しました。内訳では外貿コンテナ取扱貨物量が、1,839万個(4・7%増)と全体的に堅調に推移し、内貿コンテナ取扱貨物量も、440万個(6・3%増)と昨年に引き続き、大きな伸びを示しました。国際フィーダー取扱貨物量も堅調に伸びてきており、これは国際コンテナ戦略港湾への集貨や国際フィーダー航路網の拡大など、国際コンテナ戦略港湾政策の成果が現れてきているものと考えられ、また新規の内航RORO航路の就航についても、その一躍を担ったものと考えられています。

(2) 国土交通省港湾局の2019年度予算概算要求では、基本方針として、大規模自然災害等から国民の生命と財産を守るとともに、ストック効果が最大限発揮されるような事業に重点投資を図りつつ、民間投資を誘発する社会資本の整備を推進し、我が国の成長力を高め、持続的発展を支えるとしています。またコンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」における最終とりまとめの総点検を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱を構成する個別施策を見直し、重点的・効率的な集貨の促進や、コンテナターミナルの生産性向上等に向け、国際コンテナ戦略港湾政策をさらに深化・加速させるとしています。

(4) 国土交通省は10月5日、「港湾の堤外地等における高潮リスク軽減方策ガイドライン」の中間とりまとめを発表しました。物流上重要な役割を果たす堤防より海側にあたる港湾の堤外地のリスク軽減に向け、台風接近の5日前からの行動計画を提示することとし、今年度内にガイドラインを作成し、高潮対策を推進する予定です。

また、急増するクルーズ需要やクルーズ船の大型化に対応するため、既存ストックを活用したハード・ソフト両面の取

組み及び官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図るとともに、国際バルク戦略港湾政策の推進、LNGバンカリング拠点の形成、地域の基幹産業の競争力の強化のための港湾整備に取り組むとなっています。

(3) 港湾中期計画「PORT2030」が決定されました。将来の労働者不足や内外の物流を取り巻く変化を理由に、第4次産業革命を先導するプラットフォームAIやIoTを活用した港湾の建設・維持管理・運営サイクル全体のスマート化など謳われ、自動離着岸、自動決済、GPSによるシャーシ管理システムを実装した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の形成や内航海運の生産性向上を進めるため、国・地域・改革に意欲的な運航事業者による連携体制の構築、先導的取組の推進が盛り込まれています。

特にターミナル関連では、世界最高水準の生産性を有する「AIターミナル」を形成し、IoTの革新に合わせた進化・港湾の統制、その他物流情報を完全電子化、手続の省力化、データの利活用を通じた効率化が計画されています。

(4) 国土交通省は10月5日、「港湾の堤外地等における高潮リスク軽減方策ガイドライン」の中間とりまとめを発表しました。物流上重要な役割を果たす堤防より海側にあたる港湾の堤外地のリスク軽減に向け、台風接近の5日前からの行動計画を提示することとし、今年度内にガイドラインを作成し、高潮対策を推進する予定です。

東京湾、伊勢湾、大阪湾のいわゆる三大湾においては高潮による被害は人的なもの以外に、護岸や荷捌き地、企業設備といったハード面におよび、経済に与える影響が大きいとして、とりまとめではタイムラインの考え方を取り入れ、台風接近までのフェーズを1から4に分け、フェーズ1は1日から5日前、2は1日程度前、3は1日から半日程度前、4は半日から6時間程度前と分け、台風

の進路は事前にある程度の予測は可能なことからフェーズ1の段階から準備を進め、4の段階で人は安全な箇所に避難、移動可能な資産も移動させ、移動困難な資産も固定化を完了させることを計画しています。

4 海コン、トラック、バスをとりまく情勢

全日本トラック協会がまとめた「トラック運送業界の景況感(速報)平成30年7月から9月期」では、トラック運送業の輸送量及び運賃・料金の水準は回復基調を堅持したものの、燃料高騰によるコスト増で経常損益は悪化し、景況感指数は横ばいの14・7ポイントと報告されています。今後の見通しも燃料高騰が原因で一段と悪化する見込みを示しています。

また、国土省の物流政策や政府が進める働き方改革実行計画を受けて2018年4月に業界団体として「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を発表しました。行政監査・監督・指導の強化、悪質事業者への罰則強化など、国の政策制度は一部で改定されたものの、依然としてトラック企業の存在は拭き取っていません。トラック・バス・タクシー労働の現場は実質かわってはいません。適正運賃・料金の改定、收受については、多重下請け構造による過大な料金競争、中小零細事業者は荷主あるいは元請けと対等な立場で交渉ができないのが大きな原因です。

労働者不足の一番の理由は「魅力がない産業化」となっている事です。全産業から比べてもはるかに長い長時間労働、低賃金という実態を改善するには、国も当然のことながら、当事者である業界全体が積極的に取り組まなければならない課題です。このような中でトラック業界団体が示したアクションプランは、業界の収益拡大だけでなく、働く職場の労働環境の改善につながる動きとして、積

法」が施行されます。長時間労働の是正に関して定めましたが、「自動車運搬業務は改正法施行の5年後に上限規制(年960時間)適用とし、一般則の適用については引き続き検討する。」となっています。法案制定にあたり、「附帯決議」が付されました。5年猶予期間の間、実態を踏まえて改善基準告示の見直しを行うなどの必要な施策の検討を進める。」となりました。ここでは、「施策の検討を進める。」としか明記されていません。ハンドルを握る海コン・トラック・バス労働者の全てにわたり、長時間労働の抑制と、安心・安全な職場環境の構築を目指して、労働者に実のある法の改訂を目指して取り組みをすすめます。

(6) 「国際海上コンテナの安全輸送ガイドライン」が一部改訂されました。国際海上コンテナにてフレキシタンクを利用する場合の「安全基準」が明確になりました。しかし、そのものの利用禁止までには至っていません。国際海上コンテナの中身を周知できない現状で、輸送を担うドライバーに対する責任は過大です。ドライバー自身の権利を守るためにも、一刻も早くフレキシタンクの使用禁止を求めて引き続き取り組みをすすめます。

(7) 全港湾中央で年2回開催する「海コン・トラック・バス合同会議」において、運動方針を軸に、現場で働く仲間と情報を共有し、課題を整理して、制度・政策の実現に向けて引き続き連携して取り組みます。

4 介護家政職労働者のたたかい

(1) 2018年8月介護保険法が改正され、大きな問題点が浮上しています。利用者の原則1割負担が2014年には一定の所得層には2割負担でしたが、今回は3割負担となりました。また、要介護度が改善された自治体に政府から報酬が与えられるため、多くの自治体で報酬を得るために低い介護認定になってしまう懸念

があります。仮に現在の認定よりも低い判定になった場合、継続して同程度の介護サービスを利用しようと思えば自己負担額を増やすしかありません。これは、政府の言っている介護離職者をゼロにするという考えに逆行するものであり断じて許すことはできません。

(2) 「訪問介護サービスが安定的に提供されることが要介護高齢者とその介護者の在宅生活を根本から支える」と確信する立場から、介護家政職支部を中心として、介護労働者の労働条件改善に向けて、2018・19年度運動方針に基づき、下記の課題を基本に厚生労働省交渉を計画します。

- ① 介護報酬の引き上げを求めます。
- ② 介護職員処遇改善加算は、すべての介護従事者を対象とするよう求めます。
- ③ 介護職員処遇改善加算の仕組みを根本から見直すよう求めます。
- ④ 身体介護と生活援助を一体と捉えた介護保険制度にするよう求めます。
- ⑤ 要介護者が改善したら結果を評価するシステムとするよう求めます。
- ⑥ 介護保険事務作業の簡素化を徹底的に図るよう求めます。

5 雇用保障闘争について

- (1) 本四架橋闘争について
 - 本四架橋に関わる政労協定の意義である安定雇用と労働環境について、原点を踏まえ継続的な協議の場の設置を求めるなど、国交省交渉等の中央交渉及び現地での関係者による交渉での解決を図ります。
- (2) バルク戦略港湾について
 - 国策による港湾における政策での雇用・職域の問題が坂出港で起こっています。この問題には安定化協議会の即座の開催や地区労使協議会の設置が重要となってきます。地方港対策会議を中心に全国港湾、中央本部、四国地本が一体となって引き続き取り組みます。
- (3) 秋田港能代運輸問題について

新規参入阻止の闘争経過から、能代運輸の限定解除に反対し雇用・職域の問題として、地方港対策会議を中心に全国港湾、中央本部、東北地本が一体となって引き続き取り組みます。

(4) 人手不足、少子高齢化を理由に政府・船社・荷主が一体となって機械化・自動化を進めています。港湾労働者を機械に置き換える政策には「体制的合理化」として徹底的に反対していきます。

6 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

運動方針にもとづき、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組むことを基本に、地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い労働団体の共闘をめざし取り組むこととします。

- (1) 生活弱者に大きな負担となる消費税率引上げに反対します。
- (2) 医療・介護保険制度や公的年金など社会保障制度改悪の法案に反対します。
- (3) 働き方改革関連法の改悪には附帯決議を最大限用いながら労働者を守り、本来の労働者のための法律に取り戻す取り組みをすすめます。
- (4) 労働者派遣法の廃止を求め、引き続き取り組みます。
- (5) 国民の生活と権利を剥奪するTPP協定締結に反対します。
- (6) ライドシェアはトラックやタクシー・バスだけの問題ではなく、安心・安全を破壊する政策であることから、すべての交通運輸産業での導入に反対します。
- (7) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点、心理的負担など、裁判員制度に引き続き反対します。
- (8) 労働者保護の観点から欠落した外国人研修制度を蔑ろにしたままで押し進められる入管法の改悪に反対します。

7 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

- (1) 平和憲法の理念を護る、憲法改悪に反対します。
- (2) 秘密保護法・戦争法制・共謀罪の廃止を求めます。
- (3) 辺野古新基地建設反対、反基地闘争、日米安保条約破棄を取り組みます。
- (4) 教育の反動化に反対します。
- (5) 脱原発社会を目指し、原発再稼働反対、再生可能な自然エネルギーの大幅導入を求め、今年度もフクシマ連帯キャラバンに取り組みます。

IV たたかいらのすすめ方について

1 たたかいらの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいらをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいらをすすめます。

3 闘争日程

- 地方春闘討論集会の開催
 - 1月上旬から1月21日(日)
- 第40回中央委員会
 - 1月31日(木)から2月1日(金)
- (シーパレス)
 - 全国港湾第11回中央委員会
 - 2月6日(水)から2月7日(木)
 - (シーパレス)
 - 全国港湾第1回中央団交
 - 2月19日(火) 産別制度政策要求提出
 - 2019春闘要求提出
 - 2月22日(金) まで
 - スト権の確立確認
 - 2月22日(金) まで

2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げと65歳定年延長の二本柱とします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押し協定します。
- (4) 港湾関係支部は、各地方本部と連携し、

8 選挙闘争について

現在の国政選挙制度では、野党統一共闘候補など反与党の結果がなければ、安倍政権の暴走を止めることはできません。そのため、新自由主義による競争政策に反対し、平和憲法改正・戦争政策に反対する護憲勢力、反原発・環境問題、社会福祉の充実を大切にす勢力の結集による国民主権の政治を取り戻す運動を取り組みます。また地方・支部は4月の統一選挙、7月の参議院選挙を積極的に取り組みます。

4 闘争体制の確立

要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめる、4月上旬・港湾春闘解決後、直ちに中央港湾団交参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、統一回答指定ゾーンの設定、解決を求めるたたかいらをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。

労調法の手続きは中央本部で一括し、2月25日(月)におこないます。

妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、たたかいらをすすめます。

なお、今春闘は妥結額集計の変更に伴い、定昇とペアと別々に集計します。

3月27日に開催する中央闘争委員会において、65歳定年延長、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

以上